

# SHINPU



社会保険新報

2025.6

No.895



アジサイが美しい小岩菖蒲園の風景（江戸川区）



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 適切な保険証利用にご協力ください（P2）  
療養費支給申請書（治療用装具）／接骨院等で健康保険が使える範囲は限られます（P3）
- 日本年金機構 算定基礎届（定時決定）（P4-5） 賞与支払届の提出（P5）
- フィオーレ健診クリニック 巡回健診／職場で受けるインフルエンザ予防接種（P6）
- 東京社会保険協会 社会保険の動画シリーズ 社会保険の基礎知識／社会保険の動画シリーズ 算定基礎／  
「ジュラシック・パーク」in コンサート2025／入会案内（P7）
- 実務に役立つ！ 企業の適切なハラスメント対策②（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 適切な保険証利用にご協力ください

## 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合があります

交通事故等、第三者の行為が原因でけがや病気をしたときに健康保険を利用する場合は、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

「第三者行為による傷病届」のダウンロードはこちら



「第三者行為による傷病届」のダウンロードはこちら

労災保険



私用中

健康保険

### ◎ 労災の判断は誰がするのですか？

事業所所在地を管轄する**労働基準監督署**が行います。けがをした本人や事業所が判断せずに、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ◎ 労災保険の対象は誰ですか？

パート、アルバイト等の雇用形態に関わらず、原則として、**すべての労働者**が対象となります。

### ◎ 労災保険の手続きに手間がかかるので、健康保険を使ってもいいですか？

労災保険の手続きに手間がかかる等の理由で健康保険を利用することはできません。労災保険と健康保険は選択できるものではなく、**労災に該当する場合は、必ず労災保険が優先**されます。

## 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合があります

交通事故等、第三者の行為が原因でけがや病気をしたときに健康保険を利用する場合は、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

### 第三者行為による傷病例



交通事故



他人のペットにかまれた



暴力を受けた

### ◎ なぜ届出が必要なのですか？

交通事故や暴力等の第三者の行為によるけがや病気の治療費は、本来、**加害者が負担**すべきものです。健康保険を使って治療した場合、加害者が支払うべき治療費を**協会けんぽが立て替えて**支払うこととなります。協会けんぽは後日、立て替えた治療費を**加害者に請求**します。この請求に必要な事項を確認するため、「**第三者行為による傷病届**」が必要となります。

### ◎ けがや病気が完治していませんが、示談をしてもいいですか？

示談をすると、損害賠償請求権を放棄したことになり、**健康保険を使用できなくなる**場合があります。示談をする前に必ず協会けんぽへご連絡ください。

## 協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント 友だち募集中！

友だち登録方法

- ・ 右の二次元コードから読み取り
- ・ アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ ID「@kenpo\_tokyo」で検索



健康づくり等、役立つ情報を配信します！



**現在の健康保険証は、令和7年12月1日まで使用できます。**

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

# 療養費支給申請書 ～治療用装具等の購入・装着～

けがや病気の治療のために、医師の指示にもとづき、治療用装具、小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズ、弾性着衣等を購入した場合は、**療養費を申請**することにより、購入に要した費用のうち、**被保険者（本人）が負担すべき部分を差し引いた額が支給**（装具ごとに支給上限額あり）されます。

「療養費支給申請書（治療用装具）」はこちら



## 申請方法

「療養費支給申請書（治療用装具）」と以下の書類を準備のうえ、申請してください。

ケース	治療用装具（コルセット等）を購入した場合	小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合	弾性着衣を購入した場合
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 領収書の<b>原本</b></li> <li>● 医師が記入・証明した「治療用装具製作指示装着証明書」の<b>原本</b></li> <li>● 靴型装具の場合は、療養費の支給申請を行う靴型装具の現物写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 領収書の<b>原本</b></li> <li>● 医師の「眼鏡等作成指示書」の<b>コピー</b></li> </ul> <p>※「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 領収書の<b>原本</b></li> <li>● 医療機関が発行した「弾性着衣等装着指示書」の<b>原本</b></li> </ul>

● 支給決定後は、提出書類（領収書等）の返却はできません。

自治体等の医療費助成を受ける予定がある場合は、領収書等のコピーまたは原本の提出の要否について事前に自治体等へご確認ください。

# 接骨院等で健康保険が使える範囲は限られます

接骨院等での柔道整復師による施術は、**健康保険の対象になる場合とらない場合**があります。健康保険が使える範囲および施術を受ける際の注意事項を正しく理解して適正な施術にご協力ください。

柔道整復師の  
かかり方の詳細は  
こちら



## 健康保険が使えます



たとえばこんなとき

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 家の中で転んで床に肘をぶつけた

\* 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）

**ご注意ください**

骨折や脱臼に対する施術は、応急処置を除き、**医師の同意**が必要です。

## 健康保険が使えません



たとえばこんなとき

- 日常生活で感じる肩こり

- \* 単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- \* 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等の病気からくる痛み
- \* 医療機関（病院、診療所等）で治療中のけが
- \* 工作中・通勤途上のけが（労災保険適用）
- \* 過去の交通事故等のけがによる後遺症

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111）まで



# 算定基礎届（定時決定）～期限内にご提出ください～

健康保険・厚生年金保険の被保険者（70歳以上被用者を含む）の実際の報酬月額と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は**毎年1回**、日本年金機構に**算定基礎届を提出**します。7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間（4月・5月・6月）の報酬月額に基づいて標準報酬月額を決定（これを定時決定という）し、決定された標準報酬月額は、**9月から翌年8月までの各月の保険料や年金額の計算等に適用**されます。

## 提出期限

令和7年 **7月1日（火）～7月10日（木）**

## 提出までの流れ

6月中旬以降に順次、日本年金機構から事業主宛に届出用紙（算定基礎届）を送付します。事業主は、届出用紙に必要事項を記入のうえ、電子申請、事務センター郵送、管轄の年金事務所窓口のいずれかで提出してください。

## 提出方法

電子申請・電子媒体（CD等）・郵送・窓口持参



次の**①～③**のいずれかに該当する被保険者は、**算定基礎届の提出は不要**です

- ① 6月1日以降の資格取得者
  - ② 6月30日以前の退職者
  - ③ 7月・8月・9月に随時改定予定の月額変更届対象者
- ※③は留意事項があります。日本年金機構ホームページ▶定時決定（算定基礎届）▶4.標準報酬月額の決定方法をご確認ください。

## 支払基礎日数

支払基礎日数とは、その**報酬の支払い対象となった日数**のことをいいます。時給制・日給制は、実際の出勤日数（有給休暇も含む）、月給制・週給制は、出勤日数に関係なく暦日数が支払基礎日数となります。ただし、欠勤日数分だけ給料が差し引かれる場合は、就業規則および給与規定等に基づき、事業所が定めた日数から、欠勤日数を控除した日数となります。



## 一般的な被保険者の標準報酬月額の決定方法

支払基礎日数**17日以上**の月を対象とし、17日未満の月については、標準報酬月額の計算から除きます。

4月・5月・6月の支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3か月とも <b>17日以上</b>	3か月の報酬月額の平均額をもとに決定
1か月または2か月が <b>17日以上</b> で、他は <b>17日未満</b>	17日以上月の報酬月額の平均額をもとに決定
3か月とも <b>17日未満</b>	従前の標準報酬月額で決定



## 短時間就労者（4分の3勤務）の標準報酬月額の決定方法

短時間就労者とは、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される**正規社員より短時間だが4分の3以上**である人をいい、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

4月・5月・6月の支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3か月とも <b>17日以上</b>	3か月の報酬月額の平均額をもとに決定
1か月または2か月が <b>17日以上</b> で、他は <b>17日未満</b>	17日以上月の報酬月額の平均額をもとに決定
3か月とも <b>15日以上17日未満</b>	3か月の報酬月額の平均額をもとに決定
1か月または2か月が <b>15日以上17日未満</b> で、他は <b>15日未満</b>	15日以上17日未満月の報酬月額の平均額をもとに決定
3か月とも <b>15日未満</b>	従前の標準報酬月額で決定



## 短時間労働者の標準報酬月額決定方法

短時間労働者とは、特定適用事業所および任意特定適用事業所等に勤務し、**1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正規社員の4分の3未満**である人のうち、

①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額88,000円以上、③雇用期間が継続して2か月を超えて見込まれる、④学生ではないの要件をすべて満たす場合に該当します。

4月・5月・6月の支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3か月とも <b>11日以上</b>	3か月の報酬月額の平均額をもとに決定
1か月または2か月が <b>11日以上</b> で、 他は <b>11日未満</b>	11日以上月の報酬月額の平均額をもとに決定
3か月とも <b>11日未満</b>	従前の標準報酬月額で決定



### 令和6年10月から短時間労働者の加入対象が拡大しました

特定適用事業所に該当する適用事業所の企業規模は段階的に拡大され、令和6年10月から、**厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等**で働く短時間労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象となりました（令和6年9月までは101人以上）。該当する適用事業所の事業主は、届出もれがないようご注意ください。詳細は、日本年金機構ホームページ【短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大】に掲載しています。



### 令和7年度 社会保険制度説明会を開催します！

日本年金機構では、**令和7年6月**に「社会保険制度説明会」を開催します。算定基礎届の記入方法、制度改正に伴う周知事項など、事業主や社会保険事務担当者の皆様に役立つ情報をお届けします。日程および会場は、日本年金機構ホームページ【令和7年度社会保険制度説明会の開催】に掲載しています。

詳細は



日本年金機構

Japan Pension Service



定時決定 算定基礎届

検索

に掲載しています。

事業主の皆様へ

## 賞与支払届の提出をお願いします

事業主が被保険者（従業員）に賞与を支払ったときは、**支払日から5日以内**に、**被保険者賞与支払届**の提出をお願いします。

厚生年金保険の保険料は、賞与（標準賞与額）についても、毎月の給与（標準報酬月額）と共通の保険料率をかけて計算されます。この届出内容は、厚生年金保険料等や将来受け取る年金額等の計算の基礎となりますので、届出もれがないようご注意ください。なお、あらかじめご登録いただいている賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、**賞与不支給報告書**の提出が必要です。被保険者賞与支払届の作成および提出時の注意事項については、日本年金機構ホームページでご確認ください。



詳細は



日本年金機構

Japan Pension Service



賞与支払届

検索

に掲載しています。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** からのお知らせ

## 巡回健診 ～皆様の職場まで健診車がお伺いします～

フィオーレ健診クリニックでは、東京圏の企業を対象に、巡回健診を実施しています。

### ▼メリット

- 健診スタッフが皆様の職場までお伺いするため、健診施設へ出向く必要がありません。
- 一定期間内で一斉に健診が終了するため、受診管理がしやすく、受診率も向上します。
- 普段と同じ環境で受診できるため、落ち着いて健診を受けることができます。



←健診車

### 実施例

所要時間：一例として、生活習慣病健診対象者30名の場合、3時間半程度で終了します。



### ▼実施条件

- 健診車（大型観光バス程度の大きさ）の駐車スペースがあること。  
※駐車スペースがない場合、道路使用許可証の取得で路上での実施が可能です。
- 約24㎡（15畳）程度の健診会場（会議室・食堂など）があること。  
※会場が用意できない場合、公共施設や貸し会議室を借りての実施も可能です。
- 1日30名程度が実施目安となります。  
※健診コースや実施時期・人数など、ご相談を承ります。

健診車待合▶



←受付・血圧

ご加入の健康保険組合により、人間ドックや超音波検査も承れますので  
ご相談ください。

## 準備は今から！ 職場で受けるインフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防には予防接種が有効です。「巡回健診と一緒に接種」または「インフルエンザ予防接種のみ」のどちらもお出張いたします。

実施日は、2025年秋以降で調整させていただきます。実施可能な人数や会場、料金等については、下記までお問い合わせください。



巡回健診・出張インフルエンザ予防接種  
に関するお問い合わせ

☎ 03-5292-6515

☎ 電話受付時間 月～金曜日（祝日を除く）9：00～16：00

🌐 <https://req.qubo.jp/fiore/form/patrol>



一般財団法人 東京社会保険協会  
**フィオーレ健診クリニック**



都営大江戸線・東京メトロ副都心線

「東新宿」駅 A2出口から 徒歩1分

<https://www.k-fiore.jp/>

健康診断の詳細は、ホームページをご覧ください。

〒160-0022 東京都新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京

社会保険に関する動画シリーズ

社会保険の基礎知識



特定社会保険労務士 高澤 舞  
(ドリームサポート社会保険労務士法人)

法律事務所での経験を活かし、2013年に社会保険労務士登録。就業規則作成・改定の専門家として多くの企業支援に携わる。現在はセミナー講師や執筆活動を通じ、制度整備の重要性を広く発信。2023年に特定社会保険労務士付記。

- ① 初任者は必ずチェック！ 社会保険制度の概要
- ② 社会保険の適用 対象者と事業所の要件
- ③ 年金の給付 障害年金と遺族年金
- ④ 健康保険の給付 こんなときにはこんな給付
- ⑤ 出産・育児の制度と改正について
- ⑥ 介護休業制度について
- ⑦ 労働保険の基礎知識 労災保険と雇用保険
- ⑧ 退職時の実務における注意点① 年金制度
- ⑨ 退職時の実務における注意点② 健康保険
- ⑩ 60歳以上の失業保険

公開期間 6月2日(月) 13時～ (1年間)  
※一部限定公開 (会員はユーザー名・パスワード必要)

講習会・セミナー ▶ WEBセミナー

社会保険に関する動画シリーズ

算定基礎



特定社会保険労務士 大野 知美  
(あすそら社会保険労務士事務所)

国家資格キャリアコンサルタント、年金アドバイザー2級、東京商工会議所 健康経営エキスパートアドバイザー。一般企業や社労士会、協会団体、大学等を中心に多数のセミナーに登壇。

- ① 算定基礎届 社会保険の改正等
- ② 算定基礎届の記入例 記入のポイント
- ③ 保険者算定 短時間労働者の算定
- ④ 随時改定～賞与支払届 月額変更届等

公開期間 6月2日(月) 13時～  
※一部限定公開 (会員はユーザー名・パスワード必要)

講習会・セミナー ▶ WEBセミナー



キョードー東京

「ジュラシック・パーク」  
in コンサート2025

公演日 7月26日(土)・27日(日)

会場 東京国際フォーラム・ホールA (千代田区)

料金 優待価格  
[定価 S席: 大人9,900円/小・中人6,900円]

販売期間 6月29日(日)まで

会員特典 ▶ 観劇・コンサートのご優待

もうすぐ  
締切!

社会保険の基礎知識

- 7月15日(火) 会場 電設年金会館
- 7月23日(水) 会場 東実健保会館
- 7月28日(月) 会場 たましんRISURUホール

※各日10時～16時/全日とも内容は同じです。

申込締切 6月10日(火) 15時まで

講習会・セミナー ▶ 会場型講習会

「社会保険新報」  
メルマガ会員の皆様

一般財団法人 東京社会保険協会

入会のご案内

ホームページから  
簡単に入会できます!

東京社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、会員とご家族の健康増進や福利厚生に関する事業を行っています。入会されると、WEBセミナー・会場型講習会の受講(無料)やレジャー・宿泊施設の優待、会員健診等、さまざまな特典がご利用できます。事業所単位での入会となりますので、未加入の事業所はぜひご検討ください。

- 対象 東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所
- 年会費 事業所の被保険者数によって異なります。



東京社会保険協会

会員事業課 TEL: 03-5292-3596



詳細はホームページをご覧ください

<https://www.tosyakyo.or.jp>





## 企業の適切なハラスメント対応策②

特定社会保険労務士 田所 知佐（ドリームサポート社会保険労務士法人）

いじめ・嫌がらせを意味する「ハラスメント」。前号（5月号/No894）では、職場における代表的なハラスメントや企業への影響について説明しました。今号では、企業が行うべきハラスメント予防を中心に解説します。

### ハラスメント予防への3ステップ

ハラスメントが企業に与える影響は、問題解決に至るまでの労力や信頼失墜など、非常に大きいため、ハラスメントの予防策は企業にとって必須です。以下のように、ステップを踏んで実施しましょう。

#### STEP 1 企業の姿勢を示す

「ハラスメントは絶対に許さない」という企業の揺るぎない方針を社内に表示しましょう。企業の姿勢を明確に示すことで、従業員は安心して働くことができます。トップからのメッセージ発信、社内のポスター掲示、社内ITインフラへの掲載などが考えられます。また、ハラスメント予防研修のテキスト冒頭に、企業の方針を掲載しておくことも効果的です。

カスハラに対する方針については、現在、JR東日本グループやキリングroupなどの多くの企業が、コーポレートサイトで社外にも公表しています。



#### STEP 2 就業規則の規定

企業の方針を具体化する施策として、ハラスメント行為者については、厳正な対処をすることなどを就業規則に規定し、周知します。その他、相談および苦情への対応や、ハラスメントについて相談・苦情を申し出た従業員の不利益な取扱いを禁止する等も規定します。「ハラスメント防止規程」として、独立した規程とするとよりよいでしょう。

#### STEP 3 相談窓口の設置と整備

国は、企業に、セクハラ・マタハラ・パワハラに関する従業員からの相談に対応する窓口を設置し、広く対応することを義務づけています（労働施策総合推進法第30条の2）。相談窓口は設置して完了ではありません。「一次対応者は、どのような点を注意したらいいのか」「どのように事実確認をすればよいか」など、課題も多いことでしょう。窓口対応に関する研修を実施する、外部への委託を検討する、マニュアル・フローを作成して周知する等、実際に適切な対応・運用ができる体制を整備しましょう。

相談窓口の設置と整備は、従業員の安心と直結します。どのような場面でハラスメントが生まれやすいのかといった背景の整理、業務報告ラインや配置の見直し、従業員の研修受講などの適切なハラスメント対応は、予防策につながります。



### 土台は良好なコミュニケーション

前号（5月号/No894）と今号（6月号/No895）にわたって、企業の適切なハラスメント対応策について説明しました。ハラスメントが職場で生まれる背景は、経営の悪化や競争の激化などの経営環境の変化、長時間労働や雇用形態の多様化などの労働環境の変化等、さまざまですが、特に人間関係の複雑化やコミュニケーションの希薄さが大きく関係していると考えられます。従業員との良好なコミュニケーションを育み、ハラスメントを起こさない・起こさせないことがこれからの企業の責務です。

労務管理に関する内容は、会員向け広報誌「協会だより」にも掲載します

記事提供／日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行／一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03 (3204) 8877 (大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyoo.or.jp>